

レセプト情報を用いた調査分析

小林 廉毅*

最近、レセプト（診療報酬請求明細書）を用いた調査分析が関心を集めている。レセプトは医療機関や調剤薬局が医療保険から支払を受けるために作成する詳細な請求書であり、もともとは調査分析を意図したものではない。しかし、レセプトに記載された内容は情報量が豊富であり、その長所と短所を正しく理解した上で有効活用すれば、その資料的価値はきわめて高い。

レセプトの長所は、患者の年齢、性別、診断名、診療日数、診療内容、処方薬剤、診療報酬額などの情報が全数記録されていることである。わが国における患者を対象とした統計調査はいくつかあるが、抽出調査であったり、調査期間や調査項目が限られていたりするものがほとんどである。もしレセプト情報を用いた調査分析が広範に行われるようになれば、様々な公衆衛生（疫学、医療経済を含む）に関わる課題について、解決の糸口が開かれるであろう。そして、いわゆる科学的根拠に基づく政策立案や保険運営が可能になると期待される。

レセプトの短所としては、第一に、記載された診断名の信頼性が必ずしも明らかでないという指摘が挙げられる。後述する米国のメディケア・データベースの例では、重要な疾患について信頼性は高いと報告されており、わが国でも独自の検証を行えばこうした懸念は払拭されると思われる。第二に、レセプト情報のほとんどが紙媒体で保存されており、そのままでは調査分析に使えないという点が挙げられる。電子情報として再入力するためには相当の労力と費用がかかるため、多くの保険者が二の足を踏んでいるのが現状であろう。さらに診断名数の多いこと、診断名記載法が統一されていないことなどが事態の進展の妨げになっている。この点、レセプト電子化や診断名標準化など、医療情報IT化の流れが鍵を握るだろう。

また、個人情報保護の観点から、レセプト情報の利用がどの程度許容されるかという点についても検討が必要である。レセプトはカルテ（診療録）と異なり、保険者に提出することを前提として作成される公的文書であり、保険者はレセプト内容の点検やレセプト情報を用いた医療費分析・疾病分析について一定の裁量を認められてきたが、その「裁量」という曖昧さが逆に活用を消極的にさせてきたことも否めない。しかし、最近の個人情報保護法や健康増進法、種々のガイドライン制定により¹⁾、レセプト情報活用の制度的条件はむしろ整ったといえよう。

すでに米国では、連邦政府の一機関であるCMS（Centers for Medicare and Medicaid Services）がメディケアの利用状況を分析するため、電子化されたメディケア・データベースを作成している²⁾。データベースに含まれる情報は、患者の年齢、性別、診断名（最大10まで）、主要診療行為及び実施日、転帰、医療機関名、医師の専門分野、診療報酬額などである。原則として個人を識別できる情報は含まれないが、

* 東京大学大学院医学系研究科公衆衛生学教授

他の情報（がん登録情報など）とのリンケージは可能である。診断名や転帰など、含まれる情報の信頼性が高いことも確認されている。そして、当該データベースに含まれる情報を利用すべき学術上の必要性を明示できれば、全米の研究者はこの情報を利用することができる（ただし守秘義務違反について厳しい罰則規定もある）。

さて国内の保険者では、筆者の知る限り、宮城県や熊本県の国保連合会がレセプト情報の調査分析を積極的に進めており、糖尿病予防のための健康教育は従来考えられていたよりも若い年齢層から始めた方がよい（熊本県国保連）などの実際的な成果を得ている。今後、このようなレセプト情報の有効活用を進めるためには、レセプト情報電子化などの条件整備の他、調査分析の成果やノウハウを交換する場を充実させる必要がある³⁾。例えば研究者であれば、学会や学会誌などの情報交換の場があるように、保険者においてもこのような場の確保が、レセプト情報を用いた調査分析の方針決定、分析の質向上に役立つと考えられる。

-
- 1) 厚生労働省ホームページ「厚生労働分野における個人情報取扱いのためのガイドライン等」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>
 - 2) メディケアは65歳以上高齢者などの医療費を保障する米国連邦政府のプログラムであり、CMSが管理している。最近の統計によれば、メディケア対象者は、高齢者3400万人、障害者520万人、腎不全患者34万人である。メディケア・データベースを用いた分析や診断情報等の信頼性については以下の総説が参考になる。
Virnig BA, McBean MA. Administrative data for public health surveillance and planning. Annual Review of Public Health 2001 ; 22 : 213-230
 - 3) 筆者らも数年前から毎年、日本公衆衛生学会総会の付随行事である自由集会において、レセプト情報の調査分析に関する情報交換の場を設けている（「レセプト情報の活用を考える自由集会」、詳細は以下のURLを参照されたい。<http://resept.com/>）。